

第5次

相生市子ども読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年2月
相生市教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 推進計画の目標	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	2

第2章 子どもの読書活動の現状

1 読書活動を取り巻く状況	3
（1）社会情勢の変化	3
（2）国の動向	3
（3）兵庫県の動向	3
（4）相生市の子どもの読書活動の現状	4

第3章 第4次計画の取り組み

1 家庭・学校園所・地域・ボランティア団体・図書館での取り組み	7
（1）家庭における取り組み	7
（2）学校園所における取り組み	8
（3）地域における取り組み	9
（4）ボランティア団体における取り組み	10
（5）図書館における取り組み	11
2 読書活動の啓発、広報の推進	12
3 関係機関との連携、協力の推進	13

第4章 第5次計画推進のための施策

1 計画の方針	14
2 計画推進のための取り組み	15
（1）子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります	15
（2）子どもの読書環境の整備・充実を図ります	18

第1章 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画の策定の趣旨

人間にとって本を読むという行為は、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、創造力を高める等、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない活動です。そして、読書によって培われる読解力や想像力、思考力、表現力は、たくさんの人々と協働しながら多様な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開くための能力を育みます。

平成13年2月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたことをきっかけに、本市では平成17年3月に「第1次相生市子ども読書活動推進計画」（実施期間 平成17年度～平成21年度の5年間）を策定し、その後、5年ごとに基本計画の改定を重ね、子どもが読書に親しむきっかけづくりの取り組みを行ってまいりました。

しかし、近年の携帯情報端末や様々な情報メディアの普及とSNS等のコミュニケーションツールの多様化により、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、子どもたちが読書に親しむ機会にも影響を与えている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、このたび、今後の5年間の読書活動の方向性を示す「第5次相生市子ども読書活動推進計画」を策定し、引き続き、子どもの読書活動を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）及び、「第5次ひょうご子どもの読書活動推進計画」（令和6年3月）に基づき策定します。また、「第6次相生市総合計画」、「第2次相生市教育振興基本計画」との整合性を図ります。

3 推進計画の目標

「子どもが自主的に本を手に取り、読書活動を定着させる環境づくり」

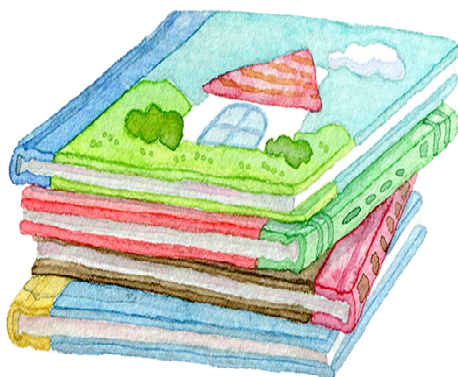
読書に親しむ環境を整え、子ども自らが読書に対し、興味を持つ、自主的に読書活動を行い、それにより培った読書活動の習慣を定着させることを目指し、家庭、学校園所、地域が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進します。

4 計画の対象

本計画の対象は、子どもの読書活動推進に関する法律第2条に基づき、概ね18歳未満の子どもとします。

5 計画の期間

2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とし、必要に応じ計画を見直します。



第2章 子どもの読書活動の現状

1 読書活動を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染症の流行やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等によって、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。

令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(子ども家庭庁)の調査結果では、青少年(18歳未満)のインターネット利用率及び、利用時間は年々増加しており、このことから、子どもの読書活動に少なからず影響を与えていると考えられる。また、ICTの普及は子どもたちの生活習慣にも大きな変化をもたらし、多様化したコミュニケーションツールの使用により読書活動に関わる時間が減少していると考えられる。

(2) 国の動向

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和5年3月)では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、1か月間に本を1冊も読まない子どもの割合(以下「不読率」という。)が上昇した調査結果や、学校や図書館の臨時閉鎖等が子どもの読書活動に影響を与えた可能性について触れている。そして、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4点を基本方針に掲げ、社会全体で子どもの読書を推進する必要があると示している。

(3) 兵庫県の動向

「第5次ひょうご子どもの読書活動推進計画」では、「読書を通じて、豊かな心と創造力を育む」を基本方針のもと、幼少期からの読書習慣の形成に取り組むとともに、子どもたちの発達段階に応じて、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むと示している。

(4) 相生市の子どもの読書活動の現状

① 1日当たりの子どもの読書時間

『子どもが学校の授業以外の1日当たりの読書時間（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）』の設問で、「30分以上読書をする」と答えた子どもの割合は、小学生で、第3次計画の最終年度である令和元年度が33.4%、令和3年度が29.2%、令和5年度が31.0%で兵庫県・全国と同じような推移となっているが、令和5年度で兵庫県より5.6ポイント、全国より6.3ポイント低い割合となっている。中学生では、令和元年度が24.7%、令和3年度が29.8%、令和5年度が27.9%で兵庫県・全国と同じような推移となっているが、令和5年度で兵庫県より2.1ポイント高く、全国より0.5ポイント低い割合となっている。

また、「10分より少ない」と答えた子どもの割合は、小学生で、第3次計画の最終年度である令和元年度が21.1%、令和3年度が27.3%、令和5年度が31.8%で兵庫県・全国と同じような推移となっているが、令和5年度で兵庫県より6.5ポイント、全国とは7.3ポイント高い割合となっている。中学生では、令和元年度が30.9%、令和3年度が29.8%、令和5年度が36.8%で兵庫県・全国と同じような推移となっているが、令和5年度で兵庫県より4.9ポイント低く、全国とは同じ割合となっている。

● 1日当たりの読書時間が30分以上と答えた児童生徒の割合

(単位：%)

	小学6年生			中学3年生		
	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
相生市	33.4	29.2	31.0	24.7	29.8	27.9
兵庫県	38.3	36.7	36.6	24.6	26.1	25.8
全 国	39.8	37.4	37.3	27.0	28.9	28.4

「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」より

● 1日当たりの読書時間が10分より少ないと答えた児童生徒の割合

(単位: %)

	小学6年生			中学3年生		
	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
相生市	21.1	27.3	31.8	30.9	29.8	36.8
兵庫県	20.1	24.7	25.3	30.9	41.7	41.7
全 国	18.7	24.0	24.5	34.8	37.4	36.8

「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」より

② 読書が好き（全国学力・学習状況調査）

『読書は好きですか。』の設問で、「好き」、「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合は、小学生で、第3次計画の最終年度である令和元年度が74.8%、令和3年度が63.0%、令和5年度が66.4%で兵庫県・全国より若干減少傾向であり、令和5年度で全国・兵庫県より5.4ポイント低い割合となっている。

また、中学生では、令和元年度が63.4%、令和3年度が70.0%、令和5年度が68.9%で兵庫県・全国と比べて高く推移しており、令和5年度で兵庫県より5.4ポイント、全国より2.9ポイント高い割合となっている。

● 「読書が好き」、「どちらかといえば好き」答えた児童生徒の割合

(単位: %)

	小学6年生			中学3年生		
	令和元年度	令和3年度	令和5年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
相生市	74.8	63.0	66.4	63.4	70.0	68.9
兵庫県	74.1	72.6	71.8	66.0	66.0	63.5
全 国	75.0	73.1	71.8	68.0	68.2	66.0

「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」より

③ 1日のインターネットの接続時間

『1日のインターネットの接続時間（PC、タブレット、ゲーム機、保護者のスマホ等での接続を含む）』の設問で、「3時間以上」と答えた子どもの割合は、平成30年度では小学4年13.3%、小学5年20.7%、小学6年24.0%、中学1年28.2%、中学2年29.0%、中学3年31.2%、令和2年度では小学4年31.9%、小学5年42.4%、小学6年40.3%、中学1年44.4%、中学2年42.6%、中学3年49.0%、令和4年度では小学4年25.3%、小学5年26.5%、小学6年36.7%、中学1年42.6%、中学2年49.3%、中学3年41.1%となっている。

平成30年度と令和4年度の割合を比較すると、各学年において増加しており、学年が進むにつれて割合が大きくなっている。

また、全国の数値と比較すると、平成30年度は小学生では全国の数値と同程度であるが、中学生では学年が進むにつれて差は広がっている。さらに、令和4年度では、中学1年生を除く全ての学年で20ポイント以上の差がついており、全国的には、相生市以上にインターネットの利用に時間を費やしていることがうかがえる。

● 1日のインターネットの接続時間が3時間以上と答えた児童生徒の割合

(単位: %)

	相生市			全国		
	平成30年度	令和2年度	令和4年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度
小学4年生	13.3	31.9	25.3	15.5	27.3	47.7
小学5年生	20.7	42.4	26.5	21.1	32.6	52.7
小学6年生	24.0	40.3	36.7	27.2	42.6	60.0
中学1年生	28.2	44.4	42.6	34.0	51.5	59.2
中学2年生	29.0	42.6	49.3	40.2	52.7	71.3
中学3年生	31.2	49.0	41.1	48.0	62.3	75.7

相生市の数値は「ケータイ・スマホアンケート（相生市）」より

全国の数値は「青少年のインターネット利用環境実態調査（子ども家庭庁）」より

第3章 第4次計画の取り組み

令和元年度末から、新型コロナウイルス感染症が拡大したことで、学校園所、図書館、公民館では休校や休館等の措置を講ずるとともに、各種行事、講座等を中止せざるを得ない期間もあった。また、再開後も、感染状況や社会情勢を踏まえながら、換気や消毒、人数制限等の感染対策を講じて事業を実施せざるを得ないなど、子ども達の安全と健康に配慮しながら、それぞれの役割に応じて読書活動の推進を図った。

1 家庭・学校園所・地域・ボランティア団体・図書館での取り組み

(1) 家庭における取り組み

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるため、読書が生活の中に位置付けられるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に積極的に取り組む必要がある。特に、乳幼児期の主な読書活動の場である家庭において本と触れ合う経験を重ねることは、読書習慣定着において極めて重要な役割を果たす。

家庭における読書推進の取り組みとしては、保健センターで行われる4か月児健康診査時に、絵本と図書館だより、絵本のリスト等を配布する「ブックスタート事業(※)」を実施し、乳幼児期から絵本に親しみを持てるよう、保護者に対して啓発を行った。

年代別読書状況の令和元年度と令和5年度の数値を比較すると、未就学児(0歳～6歳)の貸出冊数は増加しているが、小・中学生の貸出冊数は減少している。加えて、年代が進むにつれ減少割合が多くなっている。未就学児の図書館の利用は、当然、保護者と一緒に行われていることから、読書活動に対する保護者の関心の高さがうかがえる。一方で、学齢による貸出冊数が減少する状況は、親の手を離れ子どもだけで行動が出来るようになるにつれ、図書館から足が遠のく傾向があると考えられる。

※ブックスタート事業…赤ちゃんの幸せを願い、0歳児検診などの機会に絵本をひらく

楽しい「経験」と「絵本」をセットでプレゼントする事業。

●ブックスタート・ブックスタートセカンドの配布人数

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ブックスタート	179	172	159	165	112
ブックスタート セカンド	-	196	183	155	158

※ ブックスタートセカンド事業…子ども達の成長に応じた読書のきっかけづくりや、
習慣化を支援するため、年齢に応じたおすすめ絵本のリストを1歳6か月
検診時に配布する事業。令和2年度より実施。

●年代別読書状況

(単位:冊)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳～6歳	11,674	8,398	10,149	15,408	13,929
7歳～9歳	10,387	7,879	8,514	11,897	9,935
10歳～12歳	5,944	5,218	6,321	6,442	5,361
13歳～15歳	2,970	2,430	2,907	2,693	2,473
16歳～18歳	1,036	1,240	1,252	1,462	1,490
計	32,011	25,165	29,143	37,902	33,188

(2) 学校園所における取り組み

学校は子どもの本への関心を深め、読書習慣の定着を図るために極めて重要な役割を担っている。

学校図書館の蔵書冊数は、小学校、中学校ともに増加しており、学校図書館図書標準（公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準）においても、全ての小中学校で達成しており、蔵書の充実が図られている。加えて、市立図書館のサービスである学年に応じた学級文庫用の本や、テーマや単元に応じた授業用の資料を、学校の要望により配達・回収を行う「ブックデリバリー」や、学校図書館業務従事者へ図書館運営のノウハウを活かした学校図書館

運営の支援や研修・相談を行う「学校図書館支援事業」を活用し、学校図書館の充実に努めた。

読書活動の取り組みでは、全ての小中学校で学校図書館を毎日開放するとともに、日常的に朝読書などを実施し、読書時間の確保に取り組んだ。

幼稚園・保育所では、毎日、保育者による絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本の貸出しを行い、家庭での読み聞かせの推進に努めた。また、選書会で選ばれた絵本の紹介や、PTAサークルによる読み聞かせの実施など、様々なジャンルの絵本に触れる機会の充実を図った。加えて、一人一人に絵本カードを準備し、「目指せ100冊」を目標に設定するなど、各園で園児が絵本を読みたくするような工夫を行った。

●学校図書館の蔵書数

(単位：冊)

	令和元年度	令和3年度	令和5年度
小学校	52,544	55,284	57,485
中学校	30,108	32,085	33,441

●学校図書館における図書の充足率（学校図書館図書標準）

(単位：%)

	令和元年度	令和3年度	令和5年度
小学校	108.6	113.7	119.3
中学校	119.3	116.7	124.3

(3) 地域における取り組み

公民館では、定期的に図書館職員が図書の抜き取りを行い、書架に余裕を持たせることで、新着本のコーナーを設けるなど、子どもたちが自主的に本を手に取りやすい環境の整備に努めた。

また、地域の子ども食堂や子育て広場に図書館職員が出向き、読み聞かせや図書の紹介を行う「出張おはなし会」を通して、乳幼児及び児童、保護者に読

書の楽しさを伝えた。放課後児童保育においては、図書館司書が選書した普段児童が手に取らないであろう本の紹介や、学齢や雰囲気にあった読み聞かせやブックトークなどを行い、読書に親しみ本に興味を持つ取り組みを行った。

●公民館における児童書の貸出冊数

(単位：冊)

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
５５９	１８１	３４２	３３７	２３６

●出張おはなし会の実施回数

(単位：回)

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
—	—	—	１	８

※ 令和４年度より実施

(４) ボランティア団体における取り組み

図書館に足を運んでもらうきっかけづくりとして、子ども劇場実行委員会が人形劇やおはなし会などの行事を年間にわたって実施した。

学校園では、保護者による読み聞かせサークルや、地域の読み聞かせグループなどが活発に活動している。また、地域の子育て広場においても、地域のボランティアの協力により絵本の読み聞かせなどが行われている。

子どもたちが読書に親しみ、読書の楽しさに触れるためには周囲の大人たちの理解と援助が必要なため、地域のボランティアが連携し子どもが本に触れることのできる体制作りに努めた。



●図書館における子ども劇場の実施回数と参加人数

(単位：回・人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数（回）	２４	２１	２４	２５	２５
参加人数（人）	８４２	３０６	２８５	３６６	４２２

●図書館における『おはなし会』の参加人数

(単位：回・人)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
こども	２１７	６３	３９	７０	１０４
大人	５３	４８	３１	３５	５５
計	２７０	１１１	７０	１０５	１５９

※ 子ども劇場実行委員会委託事業で「相生おはなしの会」が実施

(５) 図書館における取り組み

第４次計画の初年度である令和２年度より指定管理者制度を導入し、民間企業のノウハウを取り入れ、新型コロナウイルス感染症の影響下でも安心して読書の喜びや魅力を発見できるよう、読書環境の整備や多様な自主事業を開催し、読書活動の推進に努めた。

読書環境の整備に係る主な取り組みとしては、図書館システムの更新に伴い児童室に子ども用ＯＰＡＣ（資料検索端末）を導入し、子どもが自発的に楽しく図書を検索できる環境を整えた。加えて、読書記録通帳を導入し「通帳に記帳する」という楽しさを感じながら、子どもたちが本を読む意欲の向上に努めた。さらに、若者に人気のある本や触れてほしい名作などをピックアップしたヤングアダルト（ＹＡ）のコーナーを一般室に設けるとともにおすすめ本を紹介する「としょかんゆうびん ＹＡ向け」を配布するなど、中高生世代への啓発に努めた。

また、自主事業では、おはなし会や職員が選書した本を袋詰めして貸し出す「本の福袋」、子どもたちに図書館の仕事を体験してもらい図書館に興味を持つ

てもらう「1日図書館員・ちびっ子図書館員」などの既存の事業に加え、新たに図書館がおすすめする絵本100冊を冊子にまとめて紹介する「おすすめ絵本100冊事業」、工作会を開催し関連本を紹介する「工作ライブラリー」、絵本原画展の開催など、子どもたちの知的好奇心を刺激する事業を展開し、楽しみながら読書に親しむ環境づくりに努めた。

●図書館における児童書の貸出冊数

(単位:冊)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
54,478	46,046	53,696	59,375	57,086

2 読書活動の啓発、広報の推進

図書館では、「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」に合わせて「本の福袋」を実施した。加えて、発達段階に応じて図書館のイベントや本の情報を発信する「としょかんゆうびん」の発刊、広報あいおいでは行事予定とおすすめの児童書の紹介など情報提供に努めた。

また、長期休業期間と読書週間に子ども向けの読書推進イベントを集約したチラシを作成し、学校園所に配布するとともに、児童室前に図書館事業のポスター等を掲示するホワイトボードを設置し、幅広い周知に努めた。

また、学校園所では学級通信や図書だよりにおいて、おすすめの図書の紹介や読み聞かせの効果について紹介するなど、本に触れ親しむ機会の創出と読書の大切さの啓発に努めた。特に、「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」に合わせて読み聞かせの大切さをおたよりや絵本の講演会をとおして保護者と共有した。



●図書館における子ども対象の刊行物

(単位：回／年)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
図書館だより（児童書案内）	１ ２	１ ２	—	—	—
おすすめブックリスト	３	—	—	—	—
図書館ゆうびん	—	３	４	４	４
図書館ゆうびん （ブックスタート版）	—	—	１	１ ２	１ ２
おすすめ絵本 100 冊	—	—	—	５	８

※ 図書館だより(児童書案内)は令和２年度、おすすめブックリストは令和元年度をもって終了

※ 図書館ゆうびんは令和２年度、図書館ゆうびん(ブックスタート版)は令和３年度より実施、
おすすめ絵本 100 冊は令和４年度より刊行

３ 関係機関との連携、協力の推進

子どもの読書活動の推進に向け、図書館が中心となり学校園所、地域、ボランティア団体等の関係機関が連携を図り、相互に協力しながら子どもが読書に親しみ、興味のある本と出会う環境づくりに努めた。

学校園所では図書館の「ブックデリバリー事業」を活用し、図書館司書の選書による学年に応じた図書や、テーマや単元に応じた授業用の資料の充実を図った。加えて、学校図書館活性化事業推進協議会の学期ごとの打合せに図書館職員が参加し、図書館運営のノウハウを活かした学校図書館運営のサポートを行った。

地域では、公民館と図書館が協働で「公民館図書室活性化ガイドライン」を作成し、公民館でも読書が楽しめる環境づくりに努めた。また、地域の子どもの食堂や子育て広場、放課後児童保育学級と図書館が連携し、乳幼児及び児童、保護者に対し読書の楽しさを伝えた。

第4章 第5次計画推進のための施策

第4次計画では、読書に親しむ環境を整え、子どもが読書に対し興味を持ち、自主的に読書をする。また、それにより培った読書の習慣を定着させることを目標に、学校園所、地域、ボランティア団体、図書館が一体となって計画の推進を図りました。

未就学児については、幼稚園・保育所、子育て広場において積極的に読み聞かせが行われ、子どもや保護者が本に接する機会が増えてきました。また、学齢期の子どもについては、ブックデリバリーによる教材の補助資料や学級文庫の充実に加え、放課後児童保育や子ども食堂で読み聞かせを行うなど本に親しむ機会が増えてきました。

このように、子どもの読書活動を推進するためには地域全体で継続的に取り組むことが重要であることから、第5次計画においても引き続き、学校園所、地域、図書館、ボランティア団体がこれまで以上に連携をとり、社会情勢の変化を視野にいたした読書活動の支援と充実に取り組んでまいります。

1 計画の方針

「子どもが自主的に本を手に取り、読書活動を定着させる環境づくり」

の達成に向けて基本方針を設け、様々な取り組みを進めます。

基本方針1 「子どもが読書に親しむ機会の充実を図る。」

- ・乳幼児期から読書の楽しさや喜びを伝え、子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、子どもたちを取り巻く環境づくりが大切です。特に子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、その機会の充実に努めます。

基本方針2 「子どもの読書環境の整備・充実を図る。」

- ・子どもたちが成長や発達に応じより多くの本と出会うために、読書環境の整備や充実が大切です。そのため、学校図書館・公民館図書室の機能の充実、子どもの読書活動を支える人材の資質向上に取り組めます。

2 計画の推進のための取り組み

(1) 子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります

① 家庭における取り組み

幼少期から絵本や読み聞かせに触れる体験は、子どもの言葉と心の発達に影響するだけでなく、豊かな人間性を育む上で重要とされています。家庭における子どもへの読み聞かせは、子どもが本の楽しみを味わい、読書習慣の形成に大きな役割を果たします。

家庭での読書習慣の定着は保護者が意識して子どもの読書活動の機会の充実を図るとともに、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、積極的に取り組んでいく必要があります。また、子どもの成長に応じて読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書に対する興味や関心を広げられるよう、子どもの読書活動を見守り、応援する必要があります。

そのためにも、子どもへの「読み聞かせ」や「おはなし」、読書の重要性について、保護者の理解が得られるよう働きかけることが大切です。

【主な取り組み】

○保護者による絵本や物語の読み聞かせ

○「家読（うちどく）」の実施

※家庭において子ども中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家庭の絆を深める活動

○保護者自身が読書をする機会の充実

○家族で図書館等の活用

② 学校園所における取り組み

子どもの読書活動について大切なことは、家庭、学校園所において、一人ひとりの個性や発達段階に応じた読書習慣が確立されることです。そのためには、様々な場面で子どもたちが本に接する機会が求められています。

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であるといわれており、幼稚園・保育所では、物語に親しむ機会や様々な絵本を増やすとともに、保護者、ボランティア及び司書等と連携・協力して読み聞かせの充実を図ります。

学校での読書活動は、未来を担う人づくりの観点から、「確かな学力」を身に付けるとともに、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものです。引き続き、学校全体で多様な読書活動の工夫を行い読書の機会の充実に努めます。また、学校図書館は、学習を支援する場であるとともに、子どもにとって身近な読書活動の場であることから、学校図書館従事者、市立図書館職員の連携による学校図書館の充実を図ります。

【主な取り組み】

ア 幼稚園・保育所における読書活動の推進

- 読み聞かせ等、絵本や物語に親しむ活動の充実
- 絵本等の貸出しによる保護者への普及・啓発
- 市立図書館と連携した発達段階に応じた図書の選定、読み聞かせの実施
- 保護者に対する啓発の実施（読み聞かせの重要性や推薦図書の紹介等）

イ 小学校・中学校における読書活動の推進

- 図書に触れる機会の充実
 - ・児童生徒の委員会活動による読書啓発活動の実施
 - ・一斉読書や読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等、多様な読書活動の実施
 - ・推薦図書コーナーの設置や図書だよりの発行等
 - ・市立図書館蔵書の団体貸出等を活用した学級文庫の充実
- 保護者に対する啓発の実施（読み聞かせの重要性や推薦図書の紹介等）

③ 図書館における取り組み

図書館は、子どもが家庭や学校以外において、気軽に読書を楽しんだり、興味のある事について調べものができる場所であり、読書活動を推進する上で中心的な役割を担っています。そのためにも、子どもの主体性や意思を尊重し、子どもに寄り添った取り組みを行うことが重要なことから、これまで取り組んできた図書館サービスの充実を図るとともに、家庭・学校園所と連携・協力しながら子どもが読書に親しむことができるような機会や場所の整備に努めます。

【主な取り組み】

○本への関心を高めるための普及啓発

- ・定期的な読み聞かせ会や読書記録通帳の配布等、子どもと保護者を対象にしたイベントや講座の開催
- ・ホームページや刊行物を活用した読書の必要性、魅力の普及・啓発

○学校園所、学校図書館との連携・協力

- ・団体貸出での図書館資料の提供、学校の調べ学習等への支援

○ボランティア活動の促進等

- ・多様なボランティア活動の機会の提供及びボランティア活動を円滑に行うための研修の実施

○障がいのある子どもの読書活動の推進

- ・兵庫県点字図書館の活用
- ・県立図書館、他市町の図書館との連携によるデイジー図書等の活用

○外国につながりのある子ども等の読書活動の推進

- ・多言語でのお話会等の開催
- ・日本語習得のための資料収集・活用
- ・多言語の児童図書に関する情報提供

④ 公民館における取り組み

公民館図書室は、子ども向け図書資料の提供のほか、地域コミュニティの拠点として、子育て広場や読み聞かせボランティア等との連携・協力による子どもの読書活動の推進に向けた取り組みの充実を図ります。

【主な取り組み】

○児童生徒に対する公民館図書室の周知

○子どもの読書推進に関連する講座等の実施

○読み聞かせ等子どもの読書活動の機会を確保する取り組みの実施

○多様なボランティアに対し、活動の機会や拠点の提供

⑤ ボランティアにおける取り組み

ボランティア活動団体は、地域において子どもが読書に親しむための多様な機会を提供することにより、子どもの読書活動を推進することが期待されています。この活動を奨励するためには、関係機関が活動の場や研修の機会を提供することや、新たなボランティアの養成を支援することが必要です。

【主な取り組み】

○家庭・図書館・地域等との連携による取り組み

- ・放課後や休日に子どもが集まる「放課後子ども教室」や「放課後児童保育学級」等の地域の居場所における読書活動の推進

(2) 子どもの読書環境の整備・充実を図ります

① 図書館における読書環境の整備

デジタル技術が急激に進歩しているなかで印刷資料と電子資料との融合・両立の検討が求められています。図書館においては、利用者の利便性や図書館の運営サービスの効率化の観点から、今後、電子書籍の導入について検討をする時期が来るであろうと考えています。また、障害や多言語などの支援を必要とする子どもが本を楽しむことができるよう、点字図書・音声図書・拡大図書等の充実と円滑な利用のための支援を行い、読書バリアフリー化を進めることも必要です。引き続き、子どもの視点に立ち、身近に感じられる図書館づくりを目指します。

【主な取り組み】

○子どもの視点に立った読書活動の推進

- ・児童室や児童コーナーの整備及び児童担当職員の配置
- ・中高生の読書傾向に合わせた選書やコーナーの設置

○障がいのある子どもの読書活動の推進

- ・車椅子やスロープ、点字表示等の施設整備面での配慮
- ・点字資料、手話、字幕入りの映像資料、さわる絵本等ニーズに応じた各種資料の整備

○外国につながるのある子ども等の読書活動の推進

・多言語や「やさしい日本語」による利用案内や館内の掲示

② 学校園所における読書環境の整備

幼稚園・保育所においては、市立図書館と連携・協力して図書の整備を図るとともに、図書館の団体貸出を利用するなど、全ての乳幼児が多様な本にアクセスできる読書環境を整備することが必要です。また、学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場の機能と、児童生徒の学習活動の支援や、授業の内容を豊かにしてその理解を深める機能、児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する機能を有しています。

そのため、これらの機能を十分に発揮することができるよう、読書環境の整備、子どもが活用しやすい環境の整備に取り組みます。

【主な取り組み】

○児童生徒の知的活動を増進し、多様な趣味・興味に応える資料の計画的な整備・充実

○市立図書館の団体貸出等を活用した資料の充実

○GIGAスクール構想による1人1台端末を活用した読書活動の推進



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する義務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する義務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども

も読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。